

複写できる範囲について

多摩市立図書館では著作権法第 31 条にもとづき、以下の制限の範囲内でコピーサービスを行っています。

1. 多摩市立図書館の蔵書であること
ただし都立図書館や他市区町村から借用した図書（雑誌・新聞は含まない）はあらかじめコピー不可と指定されているものを除きコピーが可能です。
国会図書館から借り受けた資料はコピーできません。
2. 調査・研究が目的であること
3. 著作物の一部分であること
※「一部分」とは下の表をご確認ください。
4. 同じ部分は一人につき一枚の提供であること

資料の種類	複写できる範囲
単行本	著作物全体の半分まで。
短編集・論文集・分担執筆	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。
地図	1 枚ものの地図の場合は、その 1 枚の半分まで。 地図帳の場合、1 つの地図の半分まで(1 ページ以下の地図は複写不可)。 ただし、国土地理院が作成した地図(CD-ROM を除く。)は、調査研究目的であれば、全部複写可。
写真集	個々の写真の半分まで(1 ページ以下の写真は複写不可)。 ただし、その写真が昭和 32 年以前発行の場合には、全部複写可。
画集 (書を含む)	個々の絵画の半分まで(1 ページ以下の絵画は複写不可)。
楽譜	個々の楽譜の半分まで(1 ページ以下の楽譜は複写不可)。
雑誌 (最新号を除く)	各号全体の半分まで(最新号は複写不可)。 各号全体の半分以内であれば個々の記事のすべて複写可。1 つの論文だけで1号の半分を超える場合にはその論文の全て複写可。
新聞 (当日を除く)	各号の半分まで(当日の新聞は複写不可)。
短歌・俳句・詩	それぞれの作品の半分まで。